

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、【要旨】捜査機関が収集し保管している証拠については、特段の事情が存しない限り、刑訴法179条の証拠保全手続の対象にならないものと解すべきであるから、これと同旨の原判断は相当である。

よって、刑訴法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 今井 功 裁判官 滝井繁男 裁判官 津野 修 裁判官 中川了滋 裁判官 古田佑紀)